

第4回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年4月15日(水)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
(申請件数 1件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について (申請件数 6件)
- 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
(申請件数 2件)
- 議案第4号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について
(申請件数 3件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 2件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について
(申請件数 5件)

応召委員(13名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
5番	伊東 誠司	6番	榎本 英雄
7番	荒幡 善政	8番	安彦 祥子
9番	高橋 文雄	10番	大口 貴司
11番	朝倉 庄吉郎	12番	奥住 雄一
13番	田代 敏夫		

職務のため出席 した者(事務局)	事務局長	中村 顕治
	事務局次長	本木 豊
	事務局書記	川島 一利

午後3時56分開会

議長
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第4回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、4番石川裕一委員、10番大口貴司委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について、1件の申請がございました。

申請番号1番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。

理由は、令和元年11月8日申請人の夫の死亡による相続であります。

なお、本申請に際しまして大口委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地の資料を確認し、協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。

それでは内野部会長、よろしくをお願いいたします。

2 番
(内野 晴夫君)

本日午後3時00分から土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認

	について」、1件あります。
	申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ホウレンソウが栽培されており、一部作付け準備中でした。
	現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。
	以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。
議 長 (田代 敏夫君)	報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。
	はい、大口委員。
10 番 (大口 貴司君)	1番の申請地について現地を確認しております。
議 長 (田代 敏夫君)	他にございませんか。
委 員	なし。
議 長 (田代 敏夫君)	御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長 (田代 敏夫君)	ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。
	次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、6件あります。
	事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (本木 豊君)	それでは、御説明いたします。
	議案第2号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、6件ございます。
	本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を

受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成7年8月7日に相続し、前回調査は、平成29年3月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成28年8月20日に相続し、前回調査は、平成29年6月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成22年7月12日に相続し、前回調査は、平成29年4月17日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成5年5月19日に相続し、前回調査は、平成29年4月17日になります。

申請番号5番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成10年9月19日に相続し、前回調査は、平成29年4月17日になります。

申請番号6番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成19年8月9日に相続し、前回調査は、平成29年5月15日になります。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、協議しております。その結果を内野部会長に報告させていただきます。

それでは内野部会長、よろしくお願いたします。

2番
(内野 晴夫君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、6件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、ホウレンソウが栽培されており、一部作付け準備中でした。②の農地は、作付け準備中でした。③の農地は、ビニールハウスが1棟あり、コマツナが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①と②の農地は、茶が栽培されておりました。③の農地は、ネギ等が栽培されており、一部作付け準備中でした。④の農地は、ビニールハウスが1棟あり、ネギ等が栽培されており、一部作付け準備中でした。⑤から⑧の農地は、茶が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、ビニールハウスが3棟あり、トマト、ネギ等が栽培されておりました。②の農地は、梨が栽培されておりました。③の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号5番の農地でございますが、①の農地は、梅、茶が栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号6番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。③の農地は、ビニールハウスが1棟あり、作付け準備中で、一部ネギ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(田代 敏夫君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、内野委員。

2 番
(内野 晴夫君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

はい、川島委員。

1 番
(川島 修君)

2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

はい、榎本委員。

6 番
(榎本 英雄君)

3 番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

なお、4 番の申請地につきましては、私が現地を確認しております。

他にございませんか。

はい、高橋委員。

9 番
(高橋 文雄君)

5 番の申請地につきまして、現地を確認にしております。

議 長
(田代 敏夫君)

はい、藤野委員。

3 番
(藤野 政彦君)

6 番の申請地につきまして、現地を確認にしております。

議 長
(田代 敏夫君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。それでは議案第2号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、2件申請がございました。

申請番号1番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和元年9月22日、申請人の母の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

申請番号2番の農地につきまして、申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、令和元年11月8日、申請人の父の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものでございます。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地の資料を確認し、調査を行い協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。

それでは内野部会長、よろしく願いいたします。

2 番
(内野 晴夫君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明

	願について」、2件あります。
	申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。
	現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。
	申請番号2番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。
	現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。
	以上のことから、議案第3号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。
議 長 (田代 敏夫君)	報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。
	はい、榎本委員。
6 番 (榎本 英雄君)	1番の申請地につきまして、現地を確認しております。
議 長 (田代 敏夫君)	はい、大口委員。
10 番 (大口 貴司君)	2番の申請地につきまして、現地を確認しております。
議 長 (田代 敏夫君)	他に御意見等ございませんか。
委 員	なし。
議 長 (田代 敏夫君)	御意見等ないようですので、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思っております。御異議等ございませんか。
委 員	異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。それでは議案第3号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、3件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第4号、「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、3件申請がございました。

申請番号1番及び申請番号2番につきましては、契約期間の更新でございます。

申請番号1番、利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者については、記載のとおりとなります。設定期間は令和2年5月1日から令和4年3月31日までです。

申請番号2番、利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者については、記載のとおりとなります。設定期間は令和2年5月1日から令和5年3月31日までです。

申請番号3番、利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者については、記載のとおりとなります。設定期間は令和2年5月1日から令和5年3月31日までです。

なお、申請番号3番の利用権の設定を受ける者につきましては、他市の新規就農者であり、計画的に農地の利用が図られるものと思われま。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地の資料を確認し、協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。

それでは内野部会長、よろしく願いいたします。

2 番
(内野 晴夫君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、いずれも作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 2 番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号 3 番の農地でございますが、①の農地は、ダイコンが栽培されており、一部作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、申請番号 1 番及び 2 番の方は認定農業者として、申請番号 3 番の方は他市の新規就農者として農業経営を行っている方で問題はないと思われまますので、議案第 4 号につきましては、承認してよろしいかと思います。

議 長
(田代 敏夫君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、荒幡委員。

7 番
(荒幡 善政君)

1 番と 2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

なお、3 番の申請地につきましては、私が現地を確認しております。

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第 4 号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は承認をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。異議ないようですので議案第 4 号につきましては、承認することといたします。

事務局
(本木 豊君)

次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、2件あります。事務局より説明いたさせます。

それでは、御説明いたします。

報告第1号、農地法第4条の規定に係る会長専決処理について、2件ございます。

本件は、農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は申請番号1番が田で、申請番号2番が畑でございます。転用目的は、いずれも道路でございます。以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、高橋委員。

9番
(高橋 文雄君)

1番の届出地ですが、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

はい、石川委員。

4番
(石川 裕一君)

2番の届出地ですが、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委員

なし。

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は終了いたします。

次に報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、5件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号、農地法第5条の規定に係る会長専決処理について、5件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましては、申請番号1番、3番、4番、5番が一般住宅、申請番号2番が道路でございます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、奥住委員。

12番
(奥住 雄一君)

1番の届出地ですが、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

はい、川島委員。

1番
(川島 修君)

2番、3番、5番の届出地ですが、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

なお、4番の届出地については、私が現地を確認しております。

他に御意見等ございませんか

委員

なし。

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第4回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 1 9 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和 2 年 4 月 1 5 日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩